

設立45周年記念キャンペーンのお知らせ

皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げますとともに、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当センターは、昭和49年1月18日に設立し、今年度で設立45周年を迎えることとなりました。これもひとえに皆様方の温かいご支援とご協力の賜と、心より感謝申し上げます。

つきましては、設立45周年を記念いたしまして「設立45周年記念キャンペーン」として、建物状況調査料金の割引を実施しますので是非ご利用ください。

当センターは、今後も皆様のお役に立てる機関を目指してまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

「設立45周年記念キャンペーン」を開始します

平成30年4月1日から業務を開始しています「建物状況調査」の調査手数料について、下記の特別料金としたキャンペーンを行いますので、この機会にご利用ください。

- 特別料金：4万5千円（基本調査料のみ・税抜き）
- 実施件数：45件（先着申込受付順）
- 実施期間：平成30年11月1日から平成31年3月31日まで

ご希望の方は当センター窓口までご相談ください。

<参考>基本調査手数料（住宅面積が100~125㎡の場合）
67,000円→45,000円 となります。

既存住宅瑕疵保証業務について（ご案内）

新たに「既存住宅瑕疵保証業務」を開始しました！

当センターは、個人間で売買される既存住宅（中古住宅）について、雨漏れなどの隠れた瑕疵に対する不安をなくし、売主・買主の両方が安心して取引していただけるよう、既存住宅の瑕疵保証業務を実施することとしました。

この瑕疵保証を活用することにより、売主にとっては、お売りする既存住宅が新耐震基準等や瑕疵保証検査基準に適合しているなど、基礎的な品質が検査で確認されていることで「安心」であることをPRすることが出来ます。

また、買主にとっては、購入された既存住宅に万が一雨漏れなどの隠れた瑕疵が見つかった場合には、検査機関である当センターが瑕疵保証を行いますので、より「安心」することができます。

このため、当センターでは既存住宅瑕疵保証業務を別添のとおり、平成30年11月1日から開始しましたので、ご案内申し上げます。

1 既存住宅瑕疵保証（検査機関型）の概要

既存住宅瑕疵保証は、当センターが検査機関として瑕疵保証検査を実施し、検査基準に適合した場合には、センターが既存住宅（中古住宅）の買主に対して瑕疵保証を行うものです。

2 対象となる住宅

- ① 宅建業者以外（個人・法人を問わない）の方が売主として売買契約が締結される一戸建ての住宅
- ② 既に人の居住の用に供したことがある住宅
- ③ 新耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合している住宅
- ④ 瑕疵保証検査の実施後、1年以内に引き渡される住宅

3 保証の対象となる部位

- ① 構造耐力上主要な部分
 - ② 雨水の侵入を防止する部分
 - ③ 特約（給排水管路・給排水設備、電気設備、ガス設備）
- ※免責事項（台風等の自然変象、虫食い、不適正使用等）

4 保証期間・保証金額の限度額

- 期間：売買契約に基づく引き渡し日から1年間
- 限度額：500万円

確認検査業務の拡大について（ご案内）

当センターの「確認検査業務」につきましては、平成12年度の業務開始以来、一戸建て住宅を主な対象として実施してまいりましたが、その他の関連する小規模な建築物に対する皆様のご要望もあり、確認検査業務のサービス向上を図るために、確認検査対象の拡大を行うことといたしました。

当センターにおきましては、業務処理の一層の短縮、事前相談・事前審査の充実、及び郵送受付による利便性の向上など、より一層皆様のお役に立てる機関を目指してまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

「戸建住宅だけでなく店舗、事務所等も確認検査」を実施！

今まで、当センターの「確認検査業務」は戸建て住宅に限らせていただいておりますが、平成30年11月1日から「延べ床面積が500㎡以内かつ階数が2以下の下記の対象建築物」まで、業務の対象を拡大いたしました。

□ 対象建築物

- (1) 法第6条第1項第1号又は第3号に規定する建築物のうち、法第68条の10第1項の規定に基づき認定を受けたもの
- (2) 法第6条第1項第4号に規定する建築物

下記の添付図書等の改訂を行いましたので、申請に際しましてはご注意ください

・現地調査票・建築基準関係規定チェックリスト・業務約款
(ホームページからダウンロード出来ます)